

種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
 - (5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
 - (6) 第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
 - (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため協定制（法第13条の協定制をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
第1種特定海洋生物資源の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
【まあじ】
平成16年1月から同年12月まで 若干
【まさば及びごまさば】
平成16年1月から同年12月まで 若干
- 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
【まあじ、まさば及びごまさば】
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制（法第13条の協定制をいう。）の普及・定着を図ることとする。
また、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第1213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成15年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|-------------------------|--------|-------------|
| 有限会社三基 熊本市新屋敷三丁目6-14 | 有限会社三基 | 平成15年12月17日 |

熊本県告示第1214号

平成15年度一般会計補正予算は、平成15年11月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。
平成15年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 平成15年度熊本県一般会計補正予算（第4号）
平成15年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,851,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ777,455,963千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。